

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十八号

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

施行規則等の一部を改正する規則

(児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第一条 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年広島県規則第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十一条 削除</p> <p>第十三条 (準用) (略)</p> <p>3 2 (略) 第三条から第七条まで、第八条第一項、第九條及び第十條の規定は、指定居宅訪問型児</p>	<p>(情報の提供等)</p> <p>第十一条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 第三条から第六條まで、第八條及び第十條の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第六條第一項中「従業者の勤務の体制、条例第四十條の協力を得ることができる医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第十條第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第三号中「第三十三條」とあるのは「第六十一條」と読み替えるものとする。</p> <p>4 3 (略) 第三条から第六條まで、第八條第一項及び第九條から第十一條までの規定は、指定居宅</p>

児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第七条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第十条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

4| 第三条から第七条まで、第八条第一項、第九条及び第十条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第六条第一項中「従業者の勤務の体制、条例第四十条の協力を得ることができ医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第七条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第十条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第十四条 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報)が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(条例第十四条第一項(条例第四十七条の五、条例第五十一条、条例第七十条、条例第七十三条の二、条例第七十三条、条例第七十三条の八及び条例第八十条において準用する場合を含む。)、及び条例第十八条(条例第四十七条の五、条例第五十一条、条例第七十条、条例第七十三条の二、条例第七十三条、条例第七十三条の八及び条例第八十条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法そ

訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

5| 第三条から第六条まで、第八条第一項及び第九条から第十一条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第六条第一項中「従業者の勤務の体制、条例第四十条の協力を得ることができ医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第十条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第十四条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報)が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(条例第十四条第一項(条例第四十七条の五、条例第五十一条、条例第六十三条、条例第七十条、条例第七十三条の二、条例第七十三条の八及び条例第八十条において準用する場合を含む。))及び条例第十八条(条例第四十七条の五、条例第五十一条、条例第六十三条、条例第七十条、条例第七十三条の二、条例第七十三条、条例第七十三条の八及び条例第八十条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法そ

の他人の知覚によって認識することができない方法をいう。) によることができる。

の他人の知覚によって認識することができない方法をいう。) によることができる。

(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)
第二条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年広島県規則第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(記録の整備) 第十条 (略) 2 (略) 一 (略) 二 入所支援計画及び移行支援計画 三 一六 (略)	(記録の整備) 第十条 (略) 2 (略) 一 (略) 二 入所支援計画 三 一六 (略)

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年広島県規則第八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第三十二条の七 (略) <u>(指定共同生活援助の事業に関する地域との連携等)</u> 第三十二条の七の二 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその地域住民による自発的な活動等と連携し、及び協力するなど、地域との交流を図らなければならない。	第三十二条の七 (略) <u>(指定共同生活援助の事業に関する準用)</u> 第三十三条 第五条、第六条、第十条、第十一条、第十四条及び第十六条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十四条第二項第一号中「条例

第五十四条」とあるのは「条例第百八十六条において準用する条例第五十四条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第三十三条において準用する第十条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第百八十六条において準用する条例第八十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「条例第六十八条」とあるのは「条例第百八十六条」と、第十六条中「協力医療機関」とあるのは「協力医療機関及び協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

第三十三条の二 (略)

(日中サービス支援型指定共同生活援助の事業に関する地域との連携等)

第三十三条の二の二 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその地域住民による自発的な活動等と連携し、及び協力するなど、地域との交流を図らなければならない。

(日中サービス支援型指定共同生活援助の事業に関する準用)

第三十三条の四 第五条、第六条、第十条、第十一條、第十四條及び第十六條の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十四條第二項第一号中「条例第五十四条第一項」とあるのは「条例第百八十六条の十において読み替えて準用する条例第五十四条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第三十三条の四において準用する第十条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第百八十六条の十において準用する条例第八十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「条例第六十八条」とあるのは「条例第百八十六条の十」と、第十六条中「協力医療機関」とあるのは「協力医療機関及び協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

(外部サービス利用型指定共同生活援助の事業に関する準用)

第三十三条の五 第五条、第六条、第十条、第十一條、第十四條、第十六條、第三十二條の三及び第三十二條の七の二の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十四條第二項第一号中「条例第五十四条」とあるのは

号中「条例第五十四条」とあるのは「条例第百八十六条において準用する条例第五十四条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第三十三条において準用する第十条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第百八十六条において準用する条例第八十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「条例第六十八条」とあるのは「条例第百八十六条」と、第十六条中「協力医療機関」とあるのは「協力医療機関及び協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

第三十三条の二 (略)

(日中サービス支援型指定共同生活援助の事業に関する準用)

第三十三条の四 第五条、第六条、第十条、第十一條、第十三條、第十四條及び第十六條の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十四條第二項第一号中「条例第五十四条第一項」とあるのは「条例第百八十六条の十において読み替えて準用する条例第五十四条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第三十三条の四において準用する第十条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第百八十六条の十において準用する条例第八十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「条例第六十八条」とあるのは「条例第百八十六条の十」と、第十六条中「協力医療機関」とあるのは「協力医療機関及び協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

(外部サービス利用型指定共同生活援助の事業に関する準用)

第三十三条の五 第五条、第六条、第十条、第十一條、第十三條、第十四條、第十六條及び第三十二條の三の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十四條第二項第一号中「条例第五十四条」とあるのは「条例第百八

「条例第八十六条の二十一において準用する条例第五十四条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第三十三条の五において準用する第十条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第八十六条の二十一において準用する条例第八十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「条例第六十八条」とあるのは「条例第八十六条の二十一」と、第十六条中「協力医療機関」とあるのは「協力医療機関及び協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第三十五条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(条例第十一項第一項(条例第三十九条第一項及び第二項、条例第三十九条の四、条例第四十四条第一項及び第二項、条例第八十四条、条例第八十四条の五、条例第一百一十條、条例第一百三十六条、条例第三百三十六条の五、条例第四百四十四条、条例第四百四十四条の四、条例第五百五十七條、条例第七百七十条、条例第七百七十五条、条例第七百七十九條、条例第七百七十九條の十一、条例第七百七十九條の十九並びに条例第九十五条第一項において準用する場合を含む。)、条例第十五条(条例第三十九条第一項及び第二項、条例第三十九条の四、条例第四十四条第一項及び第二項、条例第六十八条、条例第八十四条、条例第八十四条の五、条例第九十八条、条例第九十八條の四、条例第一百一十條、条例第一百三十六条、条例第三百三十六条の五、条例第四百四十四条、条例第四百四十四条の四、条例第五百五十七條、条例第七百七十条、条例第七百七十五条、条例第七百七十九條、条例第七百七十九條の十一、条例第七百七十九條の十九、条例第七百七十九條の十九並びに条例第九十五条第一項において準用する場合を含む。)、及び第十九条(第二十條の二において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識するこ

十六條の二十一において準用する条例第五十四条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第三十三条の五において準用する第十条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第八十六条の二十一において準用する条例第八十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「条例第六十八条」とあるのは「条例第八十六条の二十一」と、第十六条中「協力医療機関」とあるのは「協力医療機関及び協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第三十五条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(条例第十一項第一項(条例第三十九条第一項及び第二項、条例第三十九条の四、条例第四十四条第一項及び第二項、条例第八十四条、条例第八十四条の五、条例第一百一十條、条例第一百三十六条、条例第三百三十六条の五、条例第四百四十四条、条例第四百四十四条の四、条例第五百五十七條、条例第七百七十条、条例第七百七十五条、条例第七百七十九條、条例第七百七十九條の十一、条例第七百七十九條の十九並びに条例第九十五条第一項において準用する場合を含む。)、条例第十五条(条例第三十九条第一項及び第二項、条例第三十九条の四、条例第四十四条第一項及び第二項、条例第六十八条、条例第八十四条、条例第八十四条の五、条例第九十八条、条例第九十八條の四、条例第一百一十條、条例第一百三十六条、条例第三百三十六条の四、条例第四百四十四条、条例第四百四十四条の四、条例第五百五十七條、条例第七百七十条、条例第七百七十五条、条例第七百七十九條、条例第七百七十九條の十一、条例第七百七十九條の十九、条例第七百七十九條の十九並びに条例第九十五条第一項において準用する場合を含む。))及び第十九条(第二十條の二において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識するこ

とができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (略)

とができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (略)

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第四条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

第二十八条の二 (略)

第二十八条の二 (略)

(指定就労選択支援の事業に関する障害者)
第二十八条の三 条例第四百六条の二に規定する規則で定める者は、就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用してゐる者とする。

(指定就労選択支援の事業に関する整理する事項)

第二十八条の四 条例第四百六条の二に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 障害の種類及び程度
- 二 就労に関する意向
- 三 就労に関する経歴
- 四 就労するために必要な配慮及び支援
- 五 就労するために適切な作業の環境
- 六 前各号に掲げるもののほか、適切な選択のために必要な事項

(指定就労選択支援の事業に関する便宜)

第二十八条の五 条例第四百六条の二に規定する規則で定める便宜は、次に掲げる便宜とする。

- 一 障害福祉サービス事業を行う者、特定相談支援事業を行う者、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、教育機関、医療機関その他の関係者との適切な支援の提供のために必要な連絡調整
- 二 地域における障害者の就労に係る社会資源、障害者の雇用に関する事例等に関する情報の提供及び助言

三 前二号に掲げるもののほか、必要な支援

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第五条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年広島県規則第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(地域との連携等) 第八条 指定障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその地域住民による自発的な活動等と連携し、及び協力するなど、地域との交流を図らなければならない。</p>	<p>(地域との連携等) 第八条 指定障害者支援施設の設置者は、当該指定障害者支援施設の運営に当たっては、地域住民又はその地域住民による自発的な活動等と連携し、及び協力するなど、地域との交流に努めなければならない。</p>

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第六条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年広島県規則第十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第五条 (略) (指定就労選択支援の事業に関する障害者) 第五条の二 条例第五十七条の二に規定する規則で定める者は、就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者とする。 (指定就労選択支援の事業に関する整理する事項) 第五条の三 条例第五十七条の二に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 障害の種類及び程度 二 就労に関する意向</p>	<p>第五条 (略)</p>

- 三 就労に関する経験
- 四 就労するために必要な配慮及び支援
- 五 就労するために適切な作業の環境
- 六 前各号に掲げるもののほか、適切な選択のために必要な事項

(指定就労選択支援の事業に関する便宜)

第五条の四 条例第五十七条の二に規定する規則で定める便宜は、次に掲げる便宜とする。

- 一 障害福祉サービス事業を行う者、特定相談支援事業を行う者、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、教育機関、医療機関その他の関係者との適切な支援の提供のために必要な連絡調整
- 二 地域における障害者の就労に係る社会資源、障害者の雇用に関する事例等に関する情報の提供及び助言
- 三 前二号に掲げるもののほか、必要な支援

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設
の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第七条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設
の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年広島県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(地域との連携等)</p> <p>第六条 指定障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその地域住民による自発的な活動等と連携し、及び協力するなど、地域との交流を図らなければならない。</p>	<p>(地域との連携等)</p> <p>第六条 障害者支援施設の設置者は、当該障害者支援施設の運営に当たっては、地域住民又はその地域住民による自発的な活動等と連携し、及び協力するなど、地域との交流に努めなければならない。</p>

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第八条 児童福祉法施行細則（昭和四十二年広島県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第6号の2 (第5条の2関係)

(1面)

指定障害児通所支援事業者
指定障害児入所施設 指定(更新)申請書

(略)

(略)				
業所・施設 指定(更新) を受けようとする事	区分	事業等の種類	事業等開始 予定年月日	指定の有効 期間満了日
	通所 支援	<input type="checkbox"/> 指定児童発達支援		
		(略)		
	(略)			
	(略)			

注 (略)

2面 (略)

様式第6号の4 (第5条の3関係)

指定障害児通所支援事業者

廃止
休止
再開
届出書

(略)

廃止(休止・再開)する事業所	(略)	
	事業の種類	<input type="checkbox"/> 指定児童発達支援
	(略)	

注 (略)

改正前

様式第6号の2 (第5条の2関係)

(1面)

指定障害児通所支援事業者
指定障害児入所施設 指定(更新)申請書

(略)

(略)				
業所・施設 指定(更新) を受けようとする事	区分	事業等の種類	事業等開始 予定年月日	指定の有効 期間満了日
	通所 支援	<input type="checkbox"/> 指定児童発達支援		
		<input type="checkbox"/> 指定医療型児童発達支援		
	(略)			
	(略)			

注 (略)

2面 (略)

様式第6号の4 (第5条の3関係)

指定障害児通所支援事業者

廃止
休止
再開
届出書

(略)

廃止(休止・再開)する事業所	(略)	
	事業の種類	<input type="checkbox"/> 指定児童発達支援
	<input type="checkbox"/> 指定医療型児童発達支援	
(略)		

注 (略)

別記様式第六号の五を次のように改める。

様式第6号の5（第5条の4関係）

業務管理体制の整備に関する事項の届出書

年 月 日

広島県知事様

事業者名称
(法人) 代表者氏名

次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号																				
届出の内容																				
事業者		(フリガナ)																		
		名称又は氏名																		
		住所 (主たる事業所の所在地) (〒)																		
		電話番号										FAX番号								
		法人種別																		
	代表者	フリガナ											職名							
	氏名											生年月日	年 月 日							
	住所	(〒)																		
事業所の一覧 ※		<input type="checkbox"/>	事業所一覧表を添付(別紙)																	
児童福祉法上の該当する条文 (事業者の区分)																				
児童福祉法施行規則第18条の38、第25条の23の2及び第25条の26の9第1項第2号から第4号に基づく届出事項	第2号	フリガナ																		
		法令遵守責任者の氏名																		
		法令遵守責任者の生年月日										年 月 日								
	第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要										<input type="checkbox"/>	添付							
第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要										<input type="checkbox"/>	添付								
届出の内容が、法第21条の5の26第4項、第24条の19の2、第24条の38第4項関係(区分の変更)の場合																				
区分変更	区分変更前行政機関名称、担当部(局)課																			
	事業者(法人)番号																			
	区分変更後行政機関名称、担当部(局)課																			
	区分変更の理由																			
区分変更日		年 月 日																		

※ 事業所の一覧として、別紙に該当する条文の事業所をサービス種別ごとに全て記載すること。

添付書類

- 1 指定を受けている事業所及び施設の数が20以上の指定事業者等の場合は、業務が法令に適合することを確保するための規程
- 2 指定を受けている事業所及び施設の数が100以上の指定事業者等の場合は1に加えて業務執行の状況の監査の概要を記した資料

事業所一覧

No.	事業所番号	事業所名称	サービス種別	郵便番号	事業所所在地	指定年月日
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
⋮						
50						

※従たる事業所、出張所は含まれません。また基準該当事業所は対象外です。

別記様式第六号の六を次のように改める。

様式第6号の6 (第5条の4関係)

業務管理体制の整備に関する事項の届出書 (届出事項の変更)

年 月 日

広島県知事様

事業者名称
(法人) 代表者氏名

次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号																				
変更があった事項	事業者(法人)の名称	変更前																		
		変更後																		
	主たる事業所の所在地	変更前	〒																	
		変更後	〒																	
	電話番号/FAX番号	変更前	電話番号							FAX番号										
		変更後																		
	法人種別	変更前																		
		変更後																		
	代表者	変更前	フリガナ							職名										
			氏名							生年月日	年 月 日									
		変更後	フリガナ							職名										
			氏名							生年月日	年 月 日									
	変更前	住所	〒																	
			〒																	
	法令遵守責任者	変更前	フリガナ							生年月日	年 月 日									
氏名																				
変更後		フリガナ																		
		氏名							年 月 日											
業務が法令に適合することを確保するための規程の概要																	<input type="checkbox"/>	添付		
業務執行の状況の監査の方法の概要																	<input type="checkbox"/>	添付		

添付書類

- 1 業務が法令に適合することを確保するための規程を変更した場合は、変更後の規程
- 2 業務執行の状況の監査の方法を変更した場合は、監査の方法を記した資料

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第九条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十

八年広島県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号の三を次のように改める。

様式第3号の3（第4条の2関係）

業務管理体制の整備に関する事項の届出書

年 月 日

広島県知事様

事業者 名称
(法人) 代表者氏名

次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号														
届出の内容														
事業者	(フリガナ)													
	名称又は氏名													
	住 所											(〒)		
	(主たる事業所の所在地)													
	電 話 番 号							F A X 番 号						
	法 人 種 別													
代 表 者	フリガナ					職 名								
	氏 名					生 年 月 日			年 月 日					
	住 所					(〒)								
事業所の一覧 ※											<input type="checkbox"/>	事業所一覧表を添付（別紙）		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の該当する条文（事業者の区分）														
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の28及び第34条の62第1項第2号から第4号までの届出事項														
第2号		フリガナ												
第2号		法令遵守責任者の氏名												
第2号		法令遵守責任者の生年月日					年 月 日							
第3号		業務が法令に適合することを確保するための規程の概要					<input type="checkbox"/>		添付					
第4号		業務執行の状況の監査の方法の概要					<input type="checkbox"/>		添付					
届出の内容が、法第51条の2第4項、第51条の31第4項関係（区分の変更）の場合														
区 分 変 更	区分変更前行政機関名称、担当部（局）課													
	事業者（法人）番号													
	区分変更後行政機関名称担当部（局）課													
	区分変更日											年 月 日		

※ 事業所の一覧として、別紙に該当する条文の事業所をサービス種別ごとに全て記載すること。

添付書類

- 1 指定を受けている事業所及び施設の数が20以上の指定事業者等の場合は、業務が法令に適合することを確保するための規程
- 2 指定を受けている事業所及び施設の数が100以上の指定事業者等の場合は1に加えて業務執行の状況の監査の概要を記した資料

事業所一覧

No.	事業所番号	事業所名称	サービス種別	郵便番号	事業所所在地	指定年月日
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
{						
50						

※従たる事業所、出張所は含まれません。また基準該当事業所は対象外です。

別記様式第三号の四を次のように改める。

様式第3号の4 (第4条の2関係)

業務管理体制の整備に関する事項の届出書 (届出事項の変更)

年 月 日

広島県知事様

事業者名称
(法人) 代表者氏名

次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号																			
変更があつた事項	事業者(法人)の名称	変更前																	
		変更後																	
	主たる事業所の所在地	変更前	〒																
		変更後	〒																
	電話番号/FAX番号	変更前	電話番号							FAX番号									
		変更後																	
	法人種別	変更前																	
		変更後																	
	代表者	変更前	フリガナ							職名									
			氏名							生年月日	年 月 日								
		変更後	フリガナ							職名									
			氏名							生年月日	年 月 日								
	変更前	住所	〒																
			〒																
	法令遵守責任者	変更前	フリガナ							生年月日	年 月 日								
氏名									年 月 日										
変更後		フリガナ							年 月 日										
業務が法令に適合することを確保するための規程の概要																	<input type="checkbox"/>	添付	
業務執行の状況の監査の方法の概要																	<input type="checkbox"/>	添付	

添付書類

- 1 業務が法令に適合することを確保するための規程を変更した場合は、変更後の規程
- 2 業務執行の状況の監査の方法を変更した場合は、監査の方法を記した資料

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第四条及び第六条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。